

議案第六十号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「おいて」の下に「、エレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）又は」を加え、同項第二号中「おける」の下に「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分及び」を加える。

別表第一に次のように加える。

虎ノ門二丁目地区地区整備計画

都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門二丁目地区地区計画（平成二十六年港区告示第百八十三号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行及び虎ノ門二丁目地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。